

提言

人権教育・啓発の推進について

新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大している中、感染により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、治療中の患者の方々の一日も早い全快を心より祈念致します。また、感染の恐怖と戦いながら治療現場の最前線に立って、私達の命を支えてくださっている医療従事者やエッセンシャルワーカーの方々に感謝と敬意を表します。

県内でも昨年2月に初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、感染者やその家族、医療従事者の方々などへの人権に関わる不適切な扱いや誹謗中傷が問題となつています。偏見や差別意識は、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識により生じているため、県では県民へ感染症に関する正しい知識や情報を提供しています。また、誹謗中傷の防止については昨年11月から本年2月にかけて、「新型コロナウイルスに関する誹謗



熊本県環境生活部 県民生活局
人権同和政策課長

鈴木 和幸 さん

中傷などはあつてはならない」とのメッセージを込めた、オリジナルのテレビCMを民法4局で放送する等、テレビや新聞、ホームページ等の各種媒体を活用した広報・啓発や、感染者等からの相談対応を行っています。

さて、近年の人権問題の現状に目を向けますと、同和問題（部落差別）をはじめ、水俣病をめぐる人権、ハンセン病回復者及びその家族の人権、女性、高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見や差別が見られる他、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、インターネット上に他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現が掲載される事案の多発、様々なハラスメントの

増加、災害と人権や性自認に対する偏見等、人権に関する新たな問題も発生しています。

そこで、熊本県では人権教育・啓発に関する施策を更に総合的かつ計画的に推進するため、昨年12月「熊本県人権教育・啓発基本計画」の第4次改定を行いました。県ではこの計画に沿って、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に総合的かつ計画的に取り組んでいくことと

しています。また、県民一人一人が日常生活において自らの態度や行動に人権尊重の理念が無意識のうちに現れるよう、県民の人権意識の高揚を図る広報啓発や情報発信に取り組んで参ります。

様々な人権に関わる課題がある中で、重大な社会問題である部落差別事象に係る本県の実況を申し上げますと、今もなお懸念な差別落書きや、土地

購入の際市町村窓口へ同和地区の有無についての問い合わせ、県内自治体の企業進出交渉の場における部落差別発言など懸念な行為が発生しています。さらに近年では、SNSやインターネット上で差別情報に掲載されるといった問題も発生しています。

県としては同和問題（部落差別）の解決を県政の重要課題と位置付け、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び昨年6月制定の「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」の理念を踏まえ、同和問題（部落差別）の解決に向けた教育・啓発を推進しています。県民一人一人が同和問題（部落差別）に対する正しい認識を持ち、それが自らの態度や行動に現れるよう、市町村、企業等への研修支援やマスメディア等を活用した啓発に継続して取り組んでいます。また、家庭や地域と連携し、就学前教育や学校教育などの全ての教育活動を通じて人権教

育を組織的に進めるとともに、社会教育における人権に関する学習環境の整備や充実にも取り組んでいます。さらに、インターネット上での差別表現の掲載等に対しては、モニタリングを試行的に始めており、法務局等と連携して問題の早期解決に取り組んでいるところです。

県としては、今後も国、市町村、関係機関等と連携し、県民一人一人が同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題について正しい認識を持ち、自らの問題として真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心や、それを解決しようとする主体的な態度などが日常生活の中で実践できるように啓発に努めて参ります。皆様におかれましては、今一度家庭や地域社会、学校や職場等、あらゆる機会に人権について考えていただきますようお願い申し上げます。

部落差別のない社会を構築するために
熊本県部落差別解消推進条例
を制定しました

令和2年（2020年）6月29日施行

部落差別に関する問題は、差別意識や偏見を根拠に差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が、数多く侵害されているという重大な人権問題です。

熊本県